

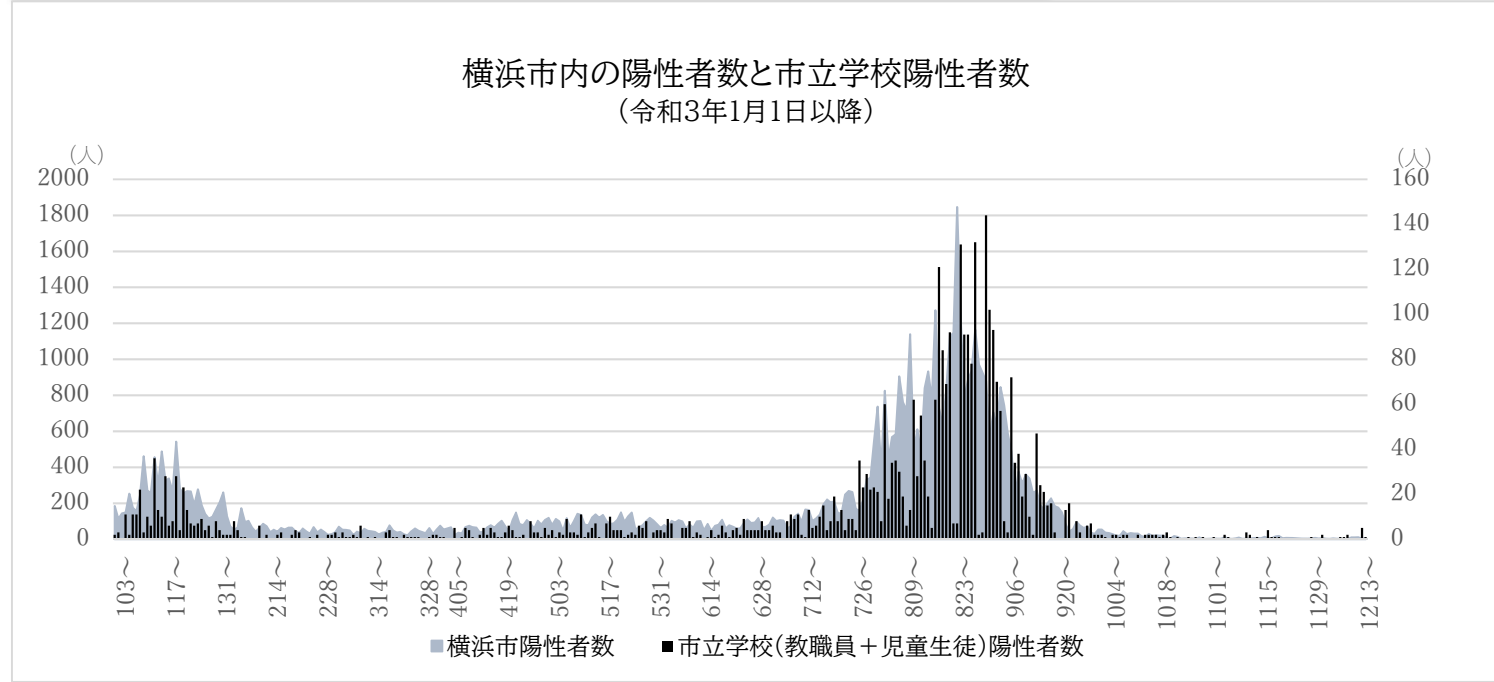
# 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

こども青少年・教育委員会  
令和3年12月15日  
教育委員会事務局

## 1 これまでの対応の経緯（令和3年9月～現在）

- 9月9日（木） 8月17日に、9月12日までを期限として発出されていた神奈川県への緊急事態宣言期間が、9月30日まで延長される。
- 9月10日（金） 神奈川県からの要請等により、市立学校の9月14日から10月1日まで分散登校等の延長を決定する。
- 9月30日（木） 神奈川県を含む全ての都道府県に対する緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除される。
- 10月4日（月） 市立学校における分散登校を終了し、通常登校を再開する。

## 2 市立学校の感染状況等（令和2年6月以降、令和3年12月13日まで）



令和2年6月の学校再開以降、令和3年12月13日現在の教職員の感染者はこれまでに406人、児童生徒の感染者は3,321人、感染者が発生した学校は499校です。なお、児童生徒の感染者はいずれも無症状又は軽症です。また、集団感染は前回までに13件発生していましたが、11月に小学校において新たに1件の集団感染が発生し、14件となりました。

## 3 緊急事態宣言解除後の教育活動等

神奈川県に対して発令されていた緊急事態宣言は、9月30日をもって解除されました。本市の学校関係者の新規感染者も、8月に増加のピークに達して以降、減少を続けており、10月に入ってから、1週間の合計が10人以下になるなど、落ち着きを取り戻しています。

市立学校では、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」や国、県からの指示や要請等を踏まえつつ、各校の実情や児童生徒の実態に応じて、適切な感染予防措置を十分に講じながら、教育活動を実施しています。

### (1) 通常登校の再開

緊急事態宣言の解除や市立学校の児童生徒の新規感染者数の減少等を受けて、感染症対策を徹底し、児童生徒の心と体の健康に配慮しながら、10月4日（月）で分散登校を終了して、通常登校を再開しています。

### (2) 部活動

部活動に起因する集団感染が複数発生したことなどに鑑みて、中学校及び高等学校では、10月1日までの間、大会等への出場部などを除き、原則として部活動を停止していましたが、10月4日以降は、中学校では土日を含めて週4日以内、12月以降は、土日を含めて週5日以内で、平日2時間、土日3時間以内での活動を再開しています。対外試合・合同練習については原則、市内での活動として、泊を伴わないこととしています。

高等学校では、「横浜市立学校部活動ガイドライン」に基づき、感染症対策を徹底したうえで実施することとして、特別支援学校では、各学校の状況に応じて活動しています。

活動再開にあたっては、生徒のコンディションを十分考慮し、活動時間と活動内容を工夫するとともに、身体に過度な負担のかかる活動を避けるなど、生徒の健康・安全に十分に留意するよう周知しています。

### (3) 学校行事

緊急事態宣言中は、学級単位での活動として、学年や学校単位での運動会・体育祭、文化祭等の学校行事は、中止や延期することとしていましたが、現在は、感染症対策を徹底したうえで実施可能としています。

#### ア 運動会・体育祭及び文化祭・合唱祭等

原則、食事を伴わない実施方法を検討し、マスクを外す時間を極力短くすることとしています。併せて、感染症対策の内容は、保護者や地域の方々の理解を得るよう周知しています。

<学校で講じている感染症対策の例>

(運動会・体育祭)

- 内容を精選して、半日程度の開催とするなど、時間を短縮して実施。
- 身体的接触を伴わないようにするなど、種目の工夫。
- 学年ごとや、低・中・高学年ごとに実施し、保護者も同様に入れ替え制。
- 参観者を限定したり、参観する場合は、位置を指定。
- 事前の健康観察を徹底し、風邪症状がある者は参加しない。
- 競技・演技中や応援時、マスク着用の上でもできるかぎり2m(最低1m)空けるようにする。
- 徹底した換気を行い、手洗い・手指消毒や検温、私語を慎むなどを確実に実施する。

(学習発表会、文化祭・合唱祭等)

- 屋内のため、教室内、校舎内の換気の強化、マスク着用、体育館等では座席間の距離を十分に確保。
- 音楽発表会は学年ごとにビデオ撮影して、他学年は教室にてテレビで鑑賞。
- 作品展示を行う部活動のみ実施。生徒の鑑賞は日にちと時間を分けて設定(文化祭)。
- 合唱等の発表は行わず「全校制作」「作品展示」「動画による演奏発表」のみ実施(文化祭)。

## イ 修学旅行等の宿泊を伴う行事

マスクを外す時間を極力短くするよう、感染症対策を徹底した上で実施可としています。なお、目的地的が、まん延防止等重点措置区域等に指定された場合や、感染状況が悪化し来訪自粛を求められている場合は、感染拡大防止の観点から控えることが適当と考え、原則として中止又は延期するよう周知しています。

### 【参考】小、中学校における令和3年度修学旅行実施状況（令和3年10月25日時点）

	実施済み		実施予定			中止
	宿泊で実施済	日帰りで実施済	今後実施予定	今後、日帰りで実施予定	未定	中止
小学校	44校(12.9%)	14校(4.1%)	228校(67.1%)	48校(14.1%)	0校(0%)	6校(1.8%)
中学校	4校(2.7%)	8校(5.4%)	67校(45.6%)	9校(6.1%)	2校(1.4%)	57校(38.8%)

<学校で講じている感染症対策の例>

- 移動の際のバスを増便する。公共交通機関を使用しない。
- 全館貸切にしたり、余裕をもって部屋数を確保し、一部屋あたりの人数を少なくする。
- 大浴場は使用せず、部屋に付いているユニットバスを使用する。

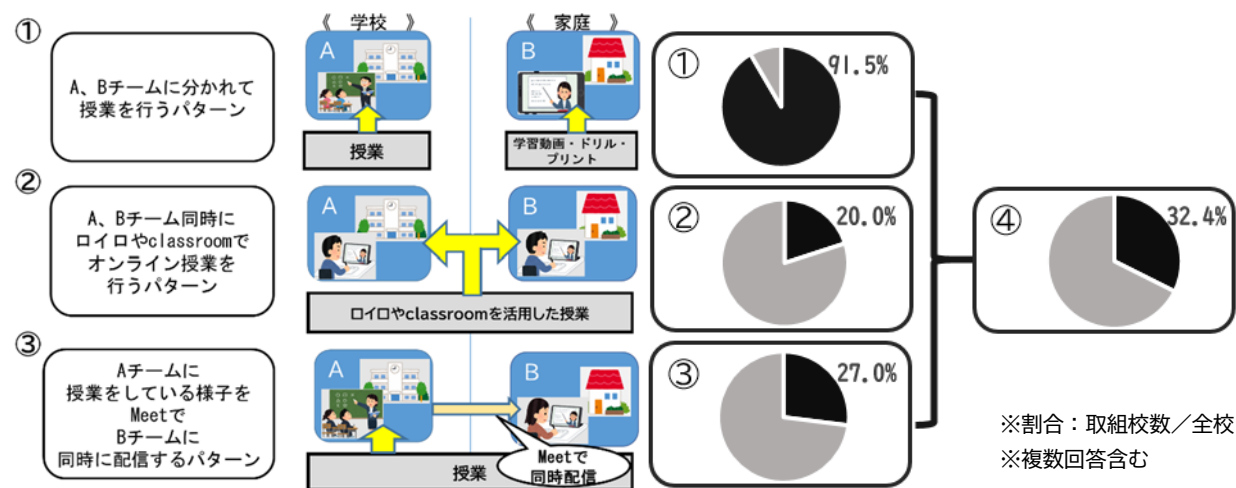
## （4）学校開放

緊急事態宣言の解除に伴い、10月2日から、活動終了時刻を20時から21時に変更しました。また、これまで実施を見合わせていた近距離で組み合ったり、接触したりする活動や、合唱、管楽器の演奏等についても、感染症対策を十分に講じたうえで、実施可能としています。

## 4 分散登校期間中に実施したオンライン授業・学習の状況と対応

### （1）取組状況について

9月の分散登校期間中、各学校において端末を活用したオンライン授業・学習に取り組みました。最終的な状況は次の図のとおりです。



\*円グラフについて

- ・①には「①②」「①③」「①②③」のパターンも含まれます。②③も同様です。
- ・④は①・②・③単独の実施を除くすべてのパターンの合計です。

## （2）ニーズに応じたオンライン授業等に関する臨時研修

9月13日からの「緊急事態宣言適用期間の延長」に伴い、学校からは、「オンライン朝の会や授業を検討しているが、どのように進めたら良いか教えて欲しい」「情報モラル・セキュリティをもっと学びたい」といった声が多く聞かれました。こうしたニーズに応えるために、臨時に9月中旬から下旬にかけて「オンラインを活用した朝の会・授業研修」と「情報モラル・セキュリティ研修」を実施しました。

- ・対象：管理職、ICT推進リーダー、情報担当者等
- ・研修方法：Web会議システム及びeラーニング



「オンラインを活用した朝の会・授業研修」の様子

## （3）オンライン授業に関する課題への対応状況

- ・端末の保守範囲を整理（故意によるものを除き保障又は予備機で対応とする。）し、学校に通知（9月）。
- ・授業時間帯に通信が混雑していた部分を、通信速度が保証された専用の回線に改善（9月）。
- ・生徒数増に伴う不足分及び故障時の予備分の端末を納品（10月～11月）。
- ・モバイルルーターについて分散登校期間中の状況を調査（10月～11月）。この結果を基に、不足校への対応を実施中。
- ・他都市いじめ事案を受け、ロイロノートのフィルタリングにSNSを加える（9月）。併せて、分散登校期間中における新聞報道等にあるような書き込みの有無を調査（10月～11月）。
- ・市PTA連絡協議会と連携し、情報モラルの大切さについて周知を図っている。

## 5 教職員を対象とした新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査）の実施

内閣府から文部科学省を通じて、教職員へのモニタリング検査（PCR検査）の協力依頼があり、10月25日から11月30日まで、学校単位で希望する教職員に、期間中1回の検査を行いました。

497校で7,824人が検査に参加し、結果は全員陰性でした。

## 6 今後の対応

市立学校では現在、様々な感染拡大防止措置を講じながら、教育活動を継続しています。感染動向が落ち着きを取り戻していることから、10月以降、運動会・体育祭や校外行事を実施している学校が多くありますが、いずれも、実施に際して、慎重に対策を講じたうえでの取組であり、児童生徒も自ら、主体的に感染予防のための措置に取り組んでいます。

今後も引き続き、児童生徒の健康と安全を最優先として、国、県の動向を注視しつつ、より効果的な措置を講じる必要があると判断した場合には、柔軟に対応するなどして、慎重に取り組んでまいります。